なる個別のプロジェクト等に対して供給される成長資金の総額に占める割合が50％以下であること（当該プロジェクト等の開始に当たり一時的に当該割合を超える資金供給が必要な場合において、これを行うことを妨げない。）。ただし、民間金融機関等による成長資金の供給では必要な成長資金が確保できない場合その他の当該プロジェクト等の遂行を図る上でやむを得ない具体的な事情があると認める場合は、この限りでない。

(イ)　第一号事業活動に対する特定投資業務による資金供給に伴って、当該資金供給を受ける第一号事業者に対して議決権を保有する形で出資（第二号事業者が議決権を保有する形で行う出資を含む。）を行う場合（資金供給の実行後に議決権を取得するオプションを有する形で資金供給を行う優先株の引受け等の場合を含む。）には、当該出資に係る議決権の数（第二号事業者を通じて特定投資業務による資金供給を行う場合においては、特定投資業務による資金供給に伴って第二号事業者が保有する議決権の数を含む。）が出資を受ける当該第一号事業者の出資者の議決権の総数に占める割合が50％以下であること。ただし、民間金融機関等による成長資金の供給では必要な成長資金が確保できない場合その他の当該第一号事業活動を遂行する上で必要な場合において、一時的にこれを超える議決権を保有することを妨げない。

イ　会社が政府による出資を受けて特定投資業務を実施することを踏まえ、第二号事業者に対する特定投資業務による資金供給については、当該資金供給による資金が、当該第二号事業者が行う資金供給のうち第一号事業活動に対する資金供給のみに充てられることを確保することその他の特定投資業務の適確な実施を確保すること。

三　特定投資業務に関する財務の適正な管理

会社が政府による出資を受けて特定投資業務を実施することを踏まえ、特定投資業務と特定投資業務以外の業務（以下「通常業務」という。）の間で収支管理を適正に行うとともに、特定投資業務に関する財務状況及び収支状況を適正に管理するため、次に掲げる事項に沿って特定投資業務を行うこととする。

⑴　特定投資業務の財源

①　特定投資業務による資金供給は、特定投資準備金の額（当該資金供給に伴い計上することを予め決定しているものを含む。以下この号において同じ。）を限度として行うこと。ただし、特定投資剰余金の額が零を上回る場合においては、次の⑵から⑷までに定める事項に留意しつつ、特定投資準備金の額に特定投資剰余金の額を加えた額を限度とすることができる。

②　特定投資業務による資金供給の財源とする政府の出資（法附則第二条の十四の規定に基づき政府が出資するものをいう。以下同じ。）及び会社の自己資金（法附則第二条の二十三の規定に基づき、その他利益剰余金その他の会社の資本項目から移し替えるものをいう。）の割合については、特定投資業務の実施状況等を踏まえつつ、概ね一対一となるようにすること。ただし、特定投資業務を円滑に実施する観点から、一時的に上記の割合とならないことを妨げない。

③　法附則第二条の十四第二項の規定に基づき、政府の出資により払い込まれた金銭が特定投資業務のための資金以外の資金に充てられないよう必要な措置を講ずること。

⑵　特定投資業務における長期収益性の確保

特定投資業務において保有する有価証券等の処分を行うことによって得られる総収入額が、少なくとも、特定投資業務の実施のために生じる費用を含めて必要となる特定投資業務に係る総支出額を上回るように、各事業年度において進捗状況を評価しつつ、特定投資業務に係る長期収益性を確保すること。

⑶　特定投資業務に係る損失の塡補

特定投資業務において生じた損失の塡補については、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額をもってこれに充てることとし、その他利益剰余金その他の資本をもって充てないこと。

⑷　特定投資業務の完了における対応

特定投資業務を完了するときは、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額のうち、法附則第二条の二十七第二項及び第三項の規定により国庫に帰属すべきものとされる額を国庫に納付すること。

四　他の事業者との間の適正な競争関係の確保

会社が政府による出資を受けて特定投資業務を実施することを踏まえ、民間金融機関・民間投資ファンド等の競合し得る他の事業者との間の適正な競争関係を確保するため、次に掲げる事項に沿って特定投資業務を行うこととする。

⑴　案件決定等に当たって留意すべき事項

①　市場規律の尊重

民間投資ファンド等の活動を不当に妨げるようなことがないよう、特定投資業務による資金供給の決定に当たっては、市況、民間投資ファンド等の取引状況等を考慮し、市場規律を尊重すること。

②　特定投資業務の実施に伴う優越的地位の濫用の禁止

特定投資業務による資金供給に当たり、当該資金供給を受ける事業者が実施する他のプロジェクト等のために会社が通常業務による資金供給を行うことを契約の条件とするなど、特定投資業務を実施することに伴う優越的地位を濫用しないこと。

③　案件決定における手続

特定投資業務による資金供給の決定に当たり、民業圧迫を回避するための必要な手続等を整備すること。

⑵　民間金融機関等との意見交換

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保に係る状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、民間金融機関等との間で、原則として半期毎に意見交換の機会を設けるとともに、必要に応じて意見交換の機会を設けること。

五　特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制

特定投資業務について、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するため、次に掲げる事項に基づき社内の体制を整備することとする。

⑴　事後検証可能な指標の設定

特定投資業務における個別案件について適切に決定し、投資実行後のモニタリングを行うため、上記二⑴及び⑵の各事項並びに上記三⑵に関する事後検証可能な指標（ＫＰＩ）を用いて評価する手法について、特定投資業務規程において定めること。

⑵　外部有識者による機関の設置

①　次に掲げる権限を有する機関（以下「機関」という。）を社内に設置すること。

ア　政策目的との整合性を含む業務の実績を評価すること。

イ　民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況に関して監視すること。

ウ　上記ア及びイのため必要と認める事項。

②　機関は、その機能が適切に発揮されるよう、次に掲げる事項を満たすこと。

ア　構成員について、学識又は経験のある者であることとし、民間金融機関及び資本市場関係者を代表する者を少なくともそれぞれ一名は含むこと。